議案第６０号

木祖村特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例について

木祖村特別職の職員等の給与に関する条例の一部を別案のように改正する。
よって、地方自治法第９６条第１項第１号の規定により議会の議決を求める。

令和８年１１月２６日　　提　　出　　木祖村長　奥　原　秀　一

令和８年１１月　　日　　議　　決　　議会議長　栗　屋　正　一

木祖村特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例案

（木祖村特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正）

第1条　木祖村特別職の職員等の給与に関する条例（昭和44年木祖村条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「期末手当については、」の次に「6月に支給する場合には」を、「100分の175」の次に「、12月に支給する場合には100分の180」を加える。

第2条　木祖村特別職の職員等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項ただし書中「6月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の180」を「100分の177.5」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

（期末手当の内払）

2　改正後の木祖村特別職の職員の給与に関する条例の規定を適用する場合には、第1項の規定による改正前の木祖村特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の木祖村特別職の職員の給与に関する条例の規定による期末手当の内払とみなす。

木祖村特別職の職員等の給与に関する条例（昭和44年木祖村条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（常勤職員の給与） 第3条　（略） 2　常勤職員の期末手当、寒冷地手当の支給額は木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和54年条例第26号）の適用を受ける一般職の職員の例により、算出された額とする。ただし、期末手当については、100分の175を乗じて得た額とする。この場合において、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	（常勤職員の給与） 第3条　（略） 2　常勤職員の期末手当、寒冷地手当の支給額は木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和54年条例第26号）の適用を受ける一般職の職員の例により、算出された額とする。ただし、期末手当については、6月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の180を乗じて得た額とする。この場合において、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。

木祖村特別職の職員等の給与に関する条例（昭和44年木祖村条例第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
（常勤職員の給与） 第3条　（略） 2　常勤職員の期末手当、寒冷地手当の支給額は木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和54年条例第26号）の適用を受ける一般職の職員の例により、算出された額とする。ただし、期末手当については、6月に支給する場合には100分の175、12月に支給する場合には100分の180を乗じて得た額とする。この場合において、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。	（常勤職員の給与） 第3条　（略） 2　常勤職員の期末手当、寒冷地手当の支給額は木祖村一般職の職員の給与に関する条例（昭和54年条例第26号）の適用を受ける一般職の職員の例により、算出された額とする。ただし、期末手当については、100分の177.5を乗じて得た額とする。この場合において、給料の月額及びその額に100分の40を乗じて得た額の合計額を期末手当基礎額とする。